附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（旧農林中央金庫法の一部改正）

第二条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に、「同項第十三号及び第十五号」を「同項第十二号及び第十四号」に、「同項第十三号ニ」を「同項第十二号ニ」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正）

第三条　次に掲げる法律の規定中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に、「同項第十三号及び第十五号」を「同項第十二号及び第十四号」に、「同項第十三号ニ」を「同項第十二号ニ」に改める。

一　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）附則第五条

二　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）附則第四十九条

三　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）附則第十一条

四　中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）附則第九項

五　高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百五十三号）附則第七条

六　日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）附則第九条

七　日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）第四十条第二項

（財政法等の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「を除く。）、内閣府」を「及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁」に改める。

一　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条

二　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条第一項

三　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二条第四号

四　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第三号

（地方自治法の一部改正）

第五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四十五条中「国家行政組織法」を「デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁、国家行政組織法」に改める。

第二百四十五条の四第一項中「第四条第三項」の下に「若しくはデジタル庁設置法第四条第二項」を加える。

（国家公務員法の一部改正）

第六条　国家公務員法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号の二中「及び内閣情報通信政策監」を削り、同項第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四　デジタル監

第十九条第二項及び第四項並びに第二十五条第一項中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加える。

第五十五条第一項中「内閣府」の下に「及びデジタル庁」を加える。

第六十一条の七第一項中「内閣府」の下に「、デジタル庁」を加える。

第六十一条の八第一項中「及び内閣府」を「、内閣府及びデジタル庁」に改める。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正）

第七条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第五項中「第四条第三項」の下に「若しくはデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項」を加える。

（競馬法の一部改正）

第八条　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改め、同条第二項中「平成三十四事業年度」を「令和四事業年度」に改める。

附則第十条中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に、「同項第十三号及び第十五号」を「同項第十二号及び第十四号」に、「同項第十三号ニ」を「同項第十二号ニ」に改める。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第九条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「及び内閣情報通信政策監」を削り、同条第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三　デジタル監

別表第一官職名の欄中「及び内閣情報通信政策監」を削り、「大臣政務官」を「大臣政務官　デジタル監」に改める。

（地方交付税法等の一部改正）

第十条　次に掲げる法律の規定中「機関並びに」を「機関、デジタル庁並びに」に改める。

一　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第五条第四項

二　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号イ

三　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第五号イ

四　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第五号イ

（災害対策基本法の一部改正）

第十一条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ中「機関並びに」を「機関、デジタル庁並びに」に改める。

第百十一条中「又は」を「、デジタル庁令又は」に改める。

（商業登記法の一部改正）

第十二条　商業登記法の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項、第三項、第八項第一号及び第四号並びに第九項中「法務省令」を「デジタル庁令・法務省令」に改める。

（行政相談委員法の一部改正）

第十三条　行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び第二項に規定する機関」の下に「、デジタル庁」を加え、「第四条第一項第十三号イ」を「第四条第一項第十二号イ」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の九の二の見出し並びに同条第一項及び第二項、第三十条の二十三、第三十条の二十八第一項並びに第三十条の三十第二項中「総務省」を「デジタル庁」に改める。